

長泉町へ要望書を提出

地元地区における市町への要望活動を積極的に実施！

公静宅建 第107号
令和3年2月24日

長泉町長
池田 修 殿

(公社) 静岡県宅地建物取引業協会
副会長 渡邊 照 芳
東部支部長 藤田 昭 一



要 望 書

位置指定道路の延長申請や道路内の掘削等について、私道所有者および抵当権者の印鑑証明書付同意書を必要とする条件の緩和、または位置指定道路の所有権を自治体へと移管。

〔現状・問題点〕

既存の位置指定道路を延長および道路内の掘削等の工事をする場合、現状では、私道所有者全員の同意書と印鑑証明書、抵当権者（主に金融機関）全員の同意書と印鑑証明書が必要とされているが、印鑑証明書の期限である3か月以内に全員の同意を得ることが困難な場合もある。また、抵当権者については、実印や印鑑証明書の提供に難色を示される場合もある。

〔要望事項〕

位置指定道路の延長に掛かる許可および道路内の掘削等の工事をする場合については、私道所有者、抵当権者らの実印や印鑑証明書を必須とする条件を緩和する等、簡素化していただくか、根本的な解決策として、位置指定道路として認定を受けた道路については、その所有権を自治体へ移管するようにしていただきたい。

上記にある市町の道路認定、移管について整備基準等があり、現状認定等が行われることが困難であるため、位置指定道路認定の手続きの簡素化、緩和をしていただきたい。

また、位置指定道路の水道工事を行う際、掘削等の承諾を土地所有者などから必要とする市町があり、土地所有者などから承諾料の請求、または承諾拒否などにより配管の取り直しが困難な事例があることから、水道工事等で所有者から掘削等の承諾書の提出する条件の緩和、簡素化をしていただきたい。

以上